○国土交通省告示第二百九十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第七条第二十項の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を次のように定めたので告示する。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

地方税法施行令附則第七条第二十一項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附　則　（令和五年国土交通省告示第三百四号）

この告示は、令和五年四月一日から施行する。